



市 章

彦 根 市 公 報

令和 7 年(2025 年)2 月 17 日

第 1 9 3 4 号

月 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 規則	
1 彦根市公共料金口座自動振替払に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 告示	
4 地縁団体の認可.....	2
5 彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正	3
6 指定緊急避難場所の指定の取消し	6
7 自転車等の移動および保管.....	6
8 自転車等の移動および保管.....	6
9 認可地縁団体の告示事項の変更.....	7
10 認可地縁団体の告示事項の変更.....	8
11 地縁団体の認可.....	8
○ 公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	9
犬の抑留について公告.....	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	9
住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告	9
○ 教育委員会規則	
1 滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	12
○ 教育委員会訓令	
1 彦根市立学校予算の執行規程の一部改正	13
2 彦根市立小中学校事務の共同実施に関する規程	13
○ 選挙管理委員会告示	
1 彦根市選挙管理委員会の招集.....	15
○ 病院事業管理規程	
1 彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	16
○ 千福財産区告示	
1 彦根市千福財産区議会の招集.....	28
○ 日夏町財産区告示	
1 彦根市日夏町財産区議会の招集.....	28

規 則

彦根市公共料金口座自動振替払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 1 号

彦根市公共料金口座自動振替払に関する規則の一部を改正する規則

彦根市公共料金口座自動振替払に関する規則(平成 31 年彦根市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市公共料金等口座自動振替払に関する規則

第 1 条中「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「公共料金」を「公共料金等」に、「および電話料金」を「、電信電話料金(通信回線使用料、電話使用料、通信料、電報料その他の電気通信役務の提供を受ける契約に基づくものに係る料金をいう。)、日本放送協会に対し支払う受信料、料金後納郵便料その他同一の事業者に対して定期的に支払う経費(これらに類する支出で、口座自動振替払を利用することが支出事務の効率化のために適当であるとして別に市長が指定したものを含む。)」に改め、同項第 2 号中「請求」の次に「もしくは通知または事業者との契約」を加え、「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第 3 条第 1 項中「公共料金の」を「公共料金等の」に、「公共料金資金前渡金」を「公共料金等資金前渡金」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「公共料金資金前渡金」を「公共料金等資金前渡金」に改める。

第 4 条第 1 項中「公共料金整理表」を「公共料金等整理表」に、「公共料金の」を「公共料金等の」に改め、同条第 2 項中「公共料金整理表」を「公共料金等整理表」に改め、「請求書」の次に「もしくは通知書または契約書」を加え、同条第 3 項中「公共料金整理表」を「公共料金等整理表」に、「公共料金の」を「公共料金等の」に改める。

第 5 条の見出しおよび同条第 1 項中「公共料金資金前渡金」を「公共料金等資金前渡金」に改め、同条第 2 項中「公共料金整理表」を「公共料金等整理表」に改める。

第 7 条の見出し中「公共料金」を「公共料金等」に改め、同条中「公共料金」を「公共料金等」に改め、「納付書」の次に「または口座振替払」を加える。

別記様式中「公共料金整理表」を「公共料金等整理表」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

彦根市告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 名称

西今町第 1 区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 交通安全、防犯および防災活動の推進
- (5) スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進
- (6) 青少年の育成
- (7) 敬老、社会福祉活動の推進

3 区域

本会の区域は、次に示す番地区域とする。

西今町 1 番地から 708 番地まで。ただし、77 番地 10 から 77 番地 19 まで、150 番地から 161 番地まで、277 番地から 305 番地まで、307 番地、308 番地および 309 番地のうち市道小泉庄堺線の北側、366 番地から 462 番地まで、464 番地から 466 番地まで、469 番地、470 番地、490 番地から 492 番地まで、497 番地、685 番地、700 番地および 701 番地のうち市道小泉庄堺線の北側および 702 番地から 706 番地までを除く。

4 主たる事務所

(略)

- 5 代表者の氏名および住所
- (1) 氏名 川 瀬 友 康
- (2) 住所 (略)
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
- なし
- 7 代理人の有無
- (1) 氏名 行政書士 若 林 吉 彦
- (2) 住所 (略)
- 8 規約に定めた解散の事由
- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたこと。
- 9 認可年月日
- 令和 7 年 1 月 17 日

彦根市告示第 5 号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「または別記様式第 2 号の 4 の 2」を「、別記様式第 2 号の 4 の 2 または別記様式第 2 号の 4 の 3」に改める。

第 17 条第 2 号中「または別記様式第 4 号の 4 の 2」を「、別記様式第 4 号の 4 の 2 または別記様式第 4 号の 4 の 3」に改める。

別表第 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 一時 預かり 事業	一般型	一時預かり事業実施要綱(令和 6 年 3 月 30 日付け 5 文科初第 2592 号・こ成保第 191 号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長通知別紙)に定める一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)に対し、次のアとイとを比較して、低い方の額を補助金額とする。 ア 次の(ア)から(ウ)まで掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに掲げる額 (ア) 50 人未満 800,000 円 (イ) 50 人以上 100 人未満 1,600,000 円 (ウ) 100 人以上 2,833,000 円 イ 一時預かり事業に要する経費から保護者の負担額を除いた額
	幼稚園 型・余 裕活用 型	一時預かり事業に対し、次のアとイとを比較して、低い方の額を補助金額とする。 ア 子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号内閣総理大臣通知別紙)に定める交付金の交付額 イ 一時預かり事業に要する経費から保護者の負担額を除いた額

別記様式第 2 号の 4 の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 4 の 3(第 5 条関係)

年度 一時預かり事業計画書(余裕活用型)

施設名

対象児童の区分	一時預かり事業対象児童数													基準額
	4月	5月	6月	7月	8月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(ア)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(イ)														
(ウ)														
計														
計のうち特別支援児童 対象児童														
円														

- (1) 「一時預かり事業対象児童数」欄には、各月の延べ利用児童数を記入すること。
- (2) 対象児童の区分は、次のとおりとする。
- ア 保護者の就労形態等により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- イ 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童
- ウ 私的な理由その他の事由により一時的に保育が必要となる児童
- (3) 「計のうち特別支援児童対象児童」欄には、障害児および多胎児の人数を記入すること。

2 実施施設等の状況

専任保育士 氏名	勤務 形態	児童数			保育室の状況⑤		一時預かり事 業用保育室	事業実施日数	利用料
		定員	現員	部屋数	面積	面 積			
①	②	③	④	人	人	㎡	⑥	⑦	⑧
						新 既		日	円

- (1) この表は、実施年度の4月1日現在(開始見込みの場合を含む。)で作成すること。ただし、事業の開始が年度途中となる場合は、その開始予定日現在で作成すること。
- (2) ②欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
- (3) ③・④欄には、認可定員およびそれに対する現員(見込現員)を記入することとし、当該事業対象児童は含まないこと。
- (4) ⑤欄には、保育室、ほふく室および乳児室の合計部屋数および各室面積の合計を記入するものとし、当該事業用の部屋は含まないこと。
- (5) ⑥欄には、当該事業を実施するに当たり、新たに保育室を整備して行う場合には「新」に○を付し、既存の保育室等を利用して実施する場合には「既」に○を付し、それぞれその部屋の面積を記入すること。
- (6) ⑦欄は、利用者がいない日であっても算定すること。
- (7) ⑧欄には、保護者が負担する額を記入すること。(例)「月額○○円」「日額○○円」「時間○○円」等

別記様式第 4 号の 4 の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 4 の 3(第 17 条関係)

年度 一時預かり事業実績調書(余裕活用型)

施設名

1 対象児童の状況

対象児童の区分	一時預かり事業対象児童数												基準額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ア)													円
(イ)													
(ウ)													
計													
計のうち特別支援児童 対象児童													

- (1) 「一時預かり事業対象児童数」欄には、各月の延べ利用児童数を記入すること。
- (2) 対象児童の区分は、次のとおりとする。

ア 保護者の就労形態等により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

イ 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

ウ 私的な理由その他の事由により一時的に保育が必要となる児童
- (3) 「計のうち特別支援児童対象児童」欄には、障害児および多胎児の人数を記入すること。

2 専任保育士等の状況

氏名	勤務 形態 ①	配置期間における給与支払額					事業実施日数 ②
		本俸	諸手当	共済費	期末勤勉手当	計	
		円	円	円	円	円	
							円
							円

- (1) ①欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
- (2) ②欄は、利用者がいない日であっても算定すること。

付 則

この告示は、令和 7 年 1 月 20 日から施行し、改正後の彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 6 号

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

- 1 指定を取り消した指定緊急避難場所
 - (1) 名 称 東びわこ農業協同組合彦根中央支店
 - (2) 所在地 彦根市平田町 792 番地 1
- 2 指定を取り消した日
令和 7 年 1 月 10 日
- 3 担当課
市長直轄組織危機管理課

彦根市告示第 7 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 2 移動区域
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時
令和 6 年 12 月 9 日午前 11 時 30 分頃
令和 6 年 12 月 9 日正午頃
令和 6 年 12 月 10 日午後 1 時 30 分頃
令和 6 年 12 月 10 日午後 2 時頃
令和 6 年 12 月 23 日午後 2 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 8 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)

第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和 6 年 12 月 6 日午前 11 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 9 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
鳥居本町旧鳥居本自治会	(略)	(略)
中町自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
鳥居本町旧鳥居本自治会	樋口 武晴 (略)	北川 均一 (略)

戸賀町町内会	澤田 之宏 (略)	藤野 直昭 (略)
中町自治会	寺村 幹夫 (略)	北川 雄士 (略)

彦根市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 3 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
小野町自治会	居川 忠弘 (略)	林 秀行 (略)

彦根市告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 3 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 名称

正法寺ニュータウン団地組合

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 集会施設の維持管理
- (2) 集中浄化槽跡地(正法寺町 606 番地 5)の維持管理
- (3) 本会が所有する財産の維持管理
- (4) 地域住民の地域社会における問題の解決

3 区域

本会の区域は、正法寺町 438 番地 3 および 606 番地 2 から 606 番地 59 までとする。

4 主たる事務所

(略)

5 代表者の氏名および住所

- (1) 氏名 田 中 篤 二
- (2) 住所 (略)

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたこと。

9 認可年月日
令和 7 年 2 月 3 日

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和 7 年 1 月 17 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市高宮町 1432 番地 森商事株式会社 代表取締役 高浪 初美	彦根市高宮町字下塚本 38 番、39 番、40 番、41 番、42 番、43 番、44 番、45 番、46 番および 47 番 彦根市高宮町字二ノ流 48 番、49 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番、56 番および 57 番 彦根市高宮町字三ノ流 58 番、59 番、60 番、61 番、62 番、63 番、64 番 3、64 番 5 および 64 番 6 彦根市高宮町字栗原 71 番 2	31,677.73 m ²	令和 7.1.17	975

犬の抑留について公告
狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 7 項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。なお、所有者が引き取らないときは、同条第 9 項の規定により処分されます。
令和 7 年 1 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和 7 年 1 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市薩摩町字村ノ内 547 番	430.37 m ²	令和 7.1.31	1015

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告
住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条第 3 項および第 11 条の 2 第 12 項の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、下記のとおり公表する。
令和 7 年 1 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 国または地方公共団体の機関による閲覧

番号	閲覧請求をした機関 の名称	請求事由の 概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊滋賀協力本部	自衛官募集 に伴う広報	令和6年2月 22日	彦根市に住民登録のある平成 14年4月2日から平成15年 4月1日までに生まれた日本 人の男女および平成18年4月 2日から平成19年4月1日ま でに生まれた日本人の男女
2	滋賀県総合企画部統 計課人口社会統計係	令和6年全国 家計構造調 査抽出単位 名簿作成に 利用するた め	令和6年7月 1日	令和6年全国家計構造調査の 調査対象地域居住者の全ての 男女
3	滋賀県彦根保健所	令和6年国民 健康・栄養調 査および令 和6年歯科疾 患実態調査 の地区内定 を行うため	令和6年9月 20日	松原二丁目9番地から13番 地までに住民登録のある全て の男女

2 個人または法人による閲覧

番号	閲覧の申出者の氏名(法 人の場合にあつてはその 名称および代表者ま たは管理人の氏名)	利用目的の概 要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	旧鳥居本自治会 会長 田中 明夫	自治会役員選 挙のため	令和6年1月12 日	旧鳥居本自治会に住民登録の ある30歳以上の全ての男女
2	大北町自治会 会長 山田 幸史	地域防災活動 のため	令和6年1月22 日	大北町自治会に住民登録のあ る全ての男女
3	出路町自治会 会長 宮氏 善隆	災害時におけ る町民の迅速 な安否確認の ため	令和6年2月5 日	出路町自治会に住民登録のあ る全ての男女
4	株式会社日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関 するアンケート 調査	令和6年2月20 日	小野町、海瀬町および開出今 町に住民登録のある20歳以 上(平成16年4月30日まで に生まれた者に限る。)日本 人の男女
5	服部町自治会 会長 福原 武司	地域防災活動 のため	令和6年3月22 日	服部町自治会に住民登録のあ る全ての男女
6	一般社団法人中央調査 会 会長 境 克彦	第17回メデイ アに関する全 国世論調査	令和6年5月16 日	松原町512番地以降に住民登 録のある18歳以上(平成18 年6月末日までに生まれた者 に限る。)日本人の男女
7	竹之腰自治会 会長 小水 康之	自治会役員選 挙のため	令和6年5月17 日	竹之腰町自治会に住民登録の ある全ての男女
8	株式会社RJCリサー チ 代表取締役社長 野口 将和	旅行・観光消 費動向調査	令和6年5月21 日	栄町一丁目、栄町二丁目およ び中藪一丁目住民登録のあ る0歳以上の日本人の男女
9	一般社団法人中央調査 会 会長 境 克彦	2024年新聞お よびWeb利 用に関する総	令和6年7月4 日	長曾根町5番28号以降に住 民登録のある満15歳以上(平 成21年8月末日までに生ま

		合調査		れた者に限る。)日本人の男女
10	一般社団法人中央調査会 会長 境 克彦	国民生活に関する世論調査	令和 6 年 7 月 4 日	大堀町 379 番地以降に住民登録のある満 18 歳以上(平成 18 年 7 月末日までに生まれた者に限る。)日本人の男女
11	佐和山学区社会福祉協議会 会長 大久保 則夫	佐和山学区敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 5 日	佐和山学区に住民登録のある令和 6 年 6 月 1 日時点で 75 歳以上の全ての男女
12	西肥田町自治会 会長 横田 淳	西肥田町自治会敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 17 日	西肥田町自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月 16 日時点で 75 歳以上の全ての男女
13	金城学区社会福祉協議会 会長 塚本 三郎	金城学区敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 18 日	金城学区内に住民登録のある昭和 24 年 9 月 1 日から昭和 25 年 9 月 30 日までに生まれた全ての男女
14	肥田町自治会 会長 青木 洋	肥田町敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 24 日	肥田町自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月 15 日時点で 75 歳となる全ての男女
15	鳥居本中町自治会 会長 寺村 幹夫	鳥居本中町自治会敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 25 日	鳥居本中町自治会内に住民登録のある令和 6 年 4 月 1 日時点で 75 歳以上の全ての男女
16	栄町二丁目自治会 会長 北村 正和	栄町二丁目自治会敬老会行事のため	令和 6 年 7 月 30 日	栄町二丁目自治会に住民登録のある昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 29 年 3 月 31 日までに生まれた全ての男女
17	日夏ニュータウン第 3 区自治会 会長 近藤 喜久男	日夏ニュータウン第 3 区自治会敬老会行事のため	令和 6 年 8 月 1 日	日夏ニュータウン第 3 区自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月 16 日時点で 70 歳となる全ての男女
18	一般社団法人中央調査会 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査	令和 6 年 8 月 6 日	原町 600 番地から 952 番地までに住民登録のある満 18 歳以上(平成 18 年 9 月 30 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
19	南川瀬自治会 会長 児島 将浩	南川瀬自治会敬老会行事のため	令和 6 年 8 月 9 日	南川瀬町自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月 20 日時点で 75 歳以上となる男女および平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた全ての男女
20	鳥居本高根自治会 会長 北村 増雄	鳥居本町高根自治会敬老事業のため	令和 6 年 8 月 14 日	高根自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月 15 日時点で 75 歳以上の全ての男女
21	一般社団法人中央調査会 会長 境 克彦	外交に関する世論調査(令和 6 年度第 7 回調査)	令和 6 年 8 月 20 日	野瀬町 2 番地から 695 番地までに住民登録のある平成 18 年 9 月 30 日までに生まれた日本人の男女
22	多景地区社会福祉協議会 会長 江畑 弥八郎	敬老事業に使用するため	令和 6 年 8 月 21 日	多景学区に住民登録のある令和 7 年 3 月 31 日時点で 70 歳以上の男女
23	大堀町自治会 会長 竹内 清司	大堀町自治会敬老会行事のため	令和 6 年 8 月 21 日	大堀町自治会に住民登録のある昭和 29 年 8 月 31 日以前に生まれた全ての男女
24	鳥居本ニュータウン自治会	鳥居本ニュータウン自治会	令和 6 年 9 月 3 日	鳥居本ニュータウン自治会に住民登録のある令和 6 年 9 月

	会長 竹崎 照美	敬老会行事のため		15 日時点で満 75 歳以上の全ての男女
25	日夏オークタウン自治会 会長 竹内 信	日夏オークタウン自治会 敬老会行事のため	令和 6 年 9 月 5 日	令和 7 年 3 月 31 日時点で日夏オークタウン自治会に住民登録のある 65 歳以上の全ての男女
26	高宮学区社会福祉協議会 会長 三谷 恵一	見守り合い活動のため	令和 6 年 9 月 17 日	令和 6 年 9 月 1 日時点で高宮学区に住民登録のある 75 歳以上の全ての男女
27	大堀町自治会 会長 竹内 清司	秋季祭礼(新生児お祝い)事業のため	令和 6 年 9 月 19 日	大堀町自治会に住民登録のある昭和 29 年 8 月 31 日以前に生まれた全ての男女
28	一般社団法人中央調査会 会長 境 克彦	消費動向調査	令和 6 年 11 月 6 日	中藪町および長曾根南町に住民登録のある日本人の男女
29	一般社団法人中央調査会 会長 境 克彦	令和 6 年度ゲーム依存(ゲーム行動症)・ネット依存の全国調査	令和 6 年 11 月 12 日	稲部町 27 番地以降に住民登録のある 10 歳以上 79 歳以下(昭和 20 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
30	開出今町自治会 会長 西村 弘次	地域防災活動のため	令和 6 年 11 月 13 日	開出今町自治会に住民登録のある全ての男女
31	甘呂町内会 会長 小川 雅章	地域防災活動のため	令和 6 年 11 月 14 日	甘呂町自治会に住民登録のある全ての男女
32	下後三条自治会 会長 湯川 和彦	自治会慶弔事業のため	令和 6 年 11 月 22 日	後三条町自治会に住民登録のある令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までに生まれた全ての男女
33	出路町自治会 会長 前田 孝史	地域防災活動のため	令和 6 年 12 月 2 日	出路町自治会に住民登録のある全ての男女
34	正法寺町自治会 会長 野口 利男	地域防災活動のため	令和 6 年 12 月 11 日	正法寺自治会に住民登録のある全ての男女
35	芹町自治会 会長 笠原 元	新成人のお祝いのため	令和 6 年 12 月 17 日	芹町自治会に住民登録のある平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた全ての男女

教育委員会規則

滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 23 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 1 号

滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年彦根市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「学校事務推進委員会」を「学校事務推進委員会および共同学校事務室」に改める。

第 6 章の章名を次のように改める。

第 6 章 学校事務推進委員会および共同学校事務室

第 27 条中「学校事務推進委員会」の次に「および共同学校事務室」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

彦根市教育委員会訓令第 1 号

彦根市立学校予算の執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 月 23 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市立学校予算の執行規程の一部を改正する訓令

彦根市立学校予算の執行規程(昭和 63 年彦根市教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「執行するため」の次に「、彦根市財務規則に定めるもののほか」を加える。

第 3 条第 3 項中「別表第 1 財務関係の部 62 の項に規定する支出の命令に関する事項および同部 63 の項に規定する振替の命令に関する事項」を「別表第 1 財務関係の部 61 の項(同規程別表第 2 の課長の専決事項に限る。)から 63 の項までに規定する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「事前決裁」を「事前合議」に改め、同条第 1 項中「決裁」を「合議」に改め、同項ただし書中「学校長が専決する」を「教育総務課長の合議を省略する」に改める。

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市教育委員会訓令第 2 号

彦根市立小中学校事務の共同実施に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 23 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市立小中学校事務の共同実施に関する規程

(設置)

第 1 条 教育委員会は、滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年彦根市教育委員会規則第 1 号)第 27 条の規定に基づき、共同学校事務室を設置する。

(組織)

第 2 条 共同学校事務室は、地域の学校で構成する共同実施グループの学校事務を実施するものとする。

2 共同学校事務室は、教育委員会が共同実施グループのうちから指定する拠点校に設置する。

3 共同学校事務室および共同実施グループは、別表第 1 に定めるとおりとする。

4 共同学校事務室を統括するため統括室長を置き、教育委員会がこれを任命する。

5 統括室長が勤務する学校の校長を統括拠点校校長とし、統括拠点校校長は統括室長を監督する。

6 共同学校事務室に室長および室員を置く。

7 室長は、共同実施グループの学校の事務職員のうちから教育委員会が任命する。

8 室長は、共同学校事務室の事務をつかさどり、共同実施グループの学校事務を統括する。

9 室員は、共同実施グループの学校の事務職員をもって充て、室長の指示に従い事務に従事する。

10 拠点校の校長は、拠点校が属する共同学校事務室の室長を監督する。

(所掌事務)

第 3 条 共同学校事務室は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 別表第 2 に掲げる業務のうち、学校事務の共同実施により事務の適正化および効率化を図ることができると思われる事務

(2) その他学校運営に関する支援を行うため、共同学校事務室で処理することが適当と認められる事務

2 前項に掲げる事務のうち教育委員会が指定する事務については、複数の共同学校事務室において分担することができる。

(統括室長の職務)

第4条 統括室長は、各共同学校事務室との連絡調整を行うとともに、拠点校校長および室長と連携を図り、共同学校事務室を統括する。

2 統括室長は、教育委員会その他関係機関との連携を図り、学校事務の共同実施を推進する。

(室長の職務)

第5条 室長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同学校事務室の運営ならびに関係機関との連絡および調整
- (2) 共同学校事務室の業務の総括および共同で処理する事務の審査
- (3) 室員の役割分担の決定ならびに必要な指導および助言
- (4) 室員の研修の企画、立案等

(室長の専決事項)

第6条 校長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務について、当該学校が属する共同学校事務室の室長に専決させることができる。

- (1) 県費負担教職員の扶養親族の認定および確認に関すること。
- (2) 県費負担教職員の住居手当の認定および確認に関すること。
- (3) 県費負担教職員の通勤手当の認定および確認に関すること。

(共同学校事務室運営協議会)

第7条 教育委員会は、共同学校事務室の円滑な運営を行うため、共同学校事務室運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

2 運営協議会は、統括拠点校校長、拠点校校長、統括室長、室長およびその他統括拠点校校長が必要と認める者をもって構成する。

3 運営協議会は、共同学校事務室の運営その他学校事務の共同実施に関し必要な事項について協議する。

4 運営協議会に会長を置き、統括拠点校校長をもって充てる。

5 運営協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(運営等)

第8条 室長は、毎年度、共同実施体制等に関する計画(以下「共同実施計画」という。)を策定し、統括室長を経て教育委員会に提出するものとする。

2 室長は、共同実施計画を変更したときは、速やかに統括室長および教育委員会に報告しなければならない。

3 室長は、毎年度末、共同学校事務室で処理した事務およびその実施状況について、共同実施体制等に関する報告書を作成し、統括室長を経て教育委員会に提出するものとする。

(事務職員の本務および兼務)

第9条 共同学校事務室の職員は、当該職員が属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、第3条に規定する事務に関して共同学校事務室の職員に対し、滋賀県教育委員会の定めるところにより兼務に係る必要な手続を行うものとする。

(服務)

第10条 本務校の校長は、共同実施計画に基づき、必要に応じ、共同学校事務室の職員に対し、拠点校または共同実施グループの学校へ出張を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

共同学校事務室	共同実施グループ
北部共同学校事務室	城東小学校
	城西小学校
	城北小学校
	佐和山小学校

	旭森小学校
	鳥居本小学校
	東中学校
	西中学校
	鳥居本中学校
中部共同学校事務室	城南小学校
	平田小学校
	城陽小学校
	若葉小学校
	金城小学校
	亀山小学校
	中央中学校
	南中学校
南部共同学校事務室	河瀬小学校
	高宮小学校
	稲枝東小学校
	稲枝西小学校
	稲枝北小学校
	彦根中学校
	稲枝中学校

別表第 2(第 3 条関係)

業務
企画調整に関すること。
危機管理に関すること。
地域連携に関すること。
学校情報に関すること。
教育課程に関すること。
子ども・保護者に関すること。
教育環境整備に関すること。
学校財務に関すること。
教職員に関すること。
事務職員の研修に関すること。
その他学校事務の共同実施を行うことが適当と認められる業務

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

彦根市選挙管理委員会告示第 1 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 20 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和 7 年 1 月 21 日(火) 午前 9 時 30 分
- 2 場所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議題

(1) 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について

(2) 在外選挙人名簿の登録状況について

(3) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について

(4) その他

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第 1 号

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 16 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「415,600 円」を「416,600 円」に改め、同項第 2 号中「51,100 円」を「51,600 円」に改める。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1(第 2 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700

	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
	37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
	38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
	39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	

	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
	94		299, 400	347, 400				
	95		299, 700	347, 800				
	96		300, 100	348, 200				
	97		300, 300	348, 400				
	98		300, 600	348, 800				
	99		301, 000	349, 200				
	100		301, 400	349, 500				
	101		301, 600	349, 800				
	102		301, 900	350, 200				
	103		302, 200	350, 600				
	104		302, 500	351, 000				
	105		302, 700	351, 500				
	106		303, 000	351, 900				
	107		303, 300	352, 300				
	108		303, 600	352, 700				
	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					

	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時または非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)を除く。

別表第 2(第 2 条関係)

医療職給料表

1 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291, 400	370, 000	426, 700	484, 400	574, 500
	2	293, 700	372, 600	428, 700	486, 200	577, 600
	3	296, 000	375, 100	430, 700	488, 000	580, 700
	4	298, 200	377, 600	432, 600	489, 800	583, 800
	5	300, 300	380, 100	434, 500	491, 600	586, 700
	6	303, 800	382, 800	436, 100	493, 300	589, 100
	7	307, 300	385, 500	437, 700	495, 000	591, 500
	8	310, 700	388, 100	439, 300	496, 700	593, 900
	9	314, 100	390, 200	440, 900	498, 400	596, 100
	10	317, 600	392, 700	442, 700	500, 500	597, 600
	11	321, 000	395, 200	444, 500	502, 600	599, 100
	12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700	600, 600
	13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700	602, 100
	14	331, 300	403, 000	449, 900	508, 600	603, 200
	15	334, 700	405, 600	451, 700	510, 700	604, 300
	16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700	605, 200
	17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
	18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
	19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
	20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
	21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	

33	381,900	436,500	483,900	543,100	
34	383,700	438,000	485,800	544,900	
35	385,300	439,500	487,700	546,600	
36	386,700	440,900	489,600	548,300	
37	388,100	442,300	491,500	549,800	
38	389,600	443,700	493,200	551,400	
39	391,100	445,100	495,000	552,800	
40	392,600	446,500	496,800	554,400	
41	394,100	447,900	498,400	555,900	
42	394,800	449,300	500,200	557,300	
43	395,400	450,700	502,000	558,700	
44	396,100	452,100	503,600	560,000	
45	397,000	453,500	505,000	561,200	
46	397,600	454,900	506,700	562,200	
47	398,200	456,300	508,500	563,200	
48	398,800	457,700	510,200	564,200	
49	399,400	459,100	511,700	565,200	
50	399,900	460,800	513,000	566,100	
51	400,400	462,400	514,300	567,000	
52	400,900	464,000	515,600	567,900	
53	401,400	465,600	516,600	568,700	
54	401,800	466,800	517,900	569,600	
55	402,200	468,000	519,200	570,500	
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		

	80		484, 900	540, 600		
	81		485, 400	541, 400		
	82		485, 900	542, 300		
	83		486, 400	543, 200		
	84		486, 900	544, 100		
	85		487, 300	544, 900		
	86		487, 800	545, 800		
	87		488, 200	546, 700		
	88		488, 700	547, 600		
	89		489, 200	548, 400		
	90		489, 800			
	91		490, 400			
	92		490, 800			
	93		491, 300			
	94		491, 900			
	95		492, 500			
	96		493, 000			
	97		493, 500			

備考 この表は、医師および歯科医師に適用する。

2 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188, 600	227, 400	258, 500	278, 600	303, 500	341, 100	379, 500
	2	190, 700	228, 700	259, 700	279, 400	305, 000	342, 800	381, 800
	3	192, 800	230, 000	260, 800	280, 200	306, 500	344, 500	384, 100
	4	194, 900	231, 300	261, 900	281, 000	308, 000	346, 100	386, 400
	5	196, 900	232, 500	263, 000	281, 800	309, 500	347, 700	388, 700
	6	198, 900	233, 600	263, 800	282, 600	310, 900	349, 400	391, 300
	7	200, 900	234, 600	264, 600	283, 400	312, 300	351, 000	393, 900
	8	202, 700	235, 600	265, 400	284, 100	313, 700	352, 600	396, 500
	9	204, 500	236, 700	266, 200	284, 800	315, 000	354, 200	398, 600
	10	206, 400	237, 900	267, 000	285, 500	316, 400	355, 900	400, 800
	11	208, 300	239, 200	267, 800	286, 200	317, 800	357, 600	403, 000
	12	210, 400	240, 500	268, 600	287, 000	319, 200	359, 200	405, 200
	13	212, 100	241, 800	269, 400	287, 800	320, 600	360, 700	407, 200
	14	214, 100	243, 100	270, 200	288, 600	322, 200	362, 400	409, 200
	15	216, 300	244, 400	271, 000	289, 400	323, 700	364, 000	411, 200
	16	218, 400	245, 600	271, 800	290, 100	325, 200	365, 600	413, 200
	17	220, 500	246, 800	272, 600	290, 800	326, 700	367, 200	415, 000
	18	221, 600	248, 000	273, 400	291, 900	328, 300	368, 800	416, 900
	19	222, 700	249, 200	274, 200	293, 000	329, 800	370, 400	418, 800
	20	223, 800	250, 400	275, 000	294, 200	331, 300	372, 000	420, 600
	21	224, 900	251, 500	275, 800	295, 400	332, 800	373, 600	422, 400
	22	225, 800	252, 400	276, 600	296, 600	334, 400	375, 600	424, 000
	23	226, 700	253, 200	277, 400	297, 800	335, 900	377, 600	425, 600

	24	227, 600	254, 000	278, 200	299, 000	337, 400	379, 600	427, 100
	25	228, 500	254, 800	279, 000	300, 200	338, 900	381, 000	428, 600
	26	229, 400	255, 600	279, 900	301, 400	340, 500	382, 700	429, 900
	27	230, 300	256, 400	280, 800	302, 600	342, 100	384, 400	431, 200
	28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600	386, 100	432, 500
	29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900	387, 800	433, 800
	30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400	389, 300	435, 000
	31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900	390, 800	436, 200
	32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400	392, 300	437, 300
	33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900	393, 600	438, 500
	34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400	394, 900	439, 600
	35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900	396, 200	440, 800
	36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300	442, 000
	37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400	443, 100
	38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500	443, 900
	39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600	444, 300
	40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700	445, 000
	41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500	445, 500
	42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300	445, 900
	43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100	446, 300
	44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900	446, 700
	45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300	447, 100
	46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500
	47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900
	48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200
	49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500
	50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900
	51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200
	52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500
	53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800
	54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600	
	55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900	
	56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200	
	57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400	
	58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700	
	59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000	
	60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300	
	61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500	
	62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800	
	63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100	
	64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400	
	65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600	
	66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200		
	67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800		
	68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400		

	69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800		
	70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300		
	71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800		
	72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300		
	73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900		
	74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400		
	75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000		
	76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600		
	77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100		
	78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600		
	79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100		
	80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600		
	81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900		
	82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400		
	83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800		
	84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200		
	85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600		
	86		294, 100	330, 400	351, 200			
	87		294, 300	330, 600	351, 500			
	88		294, 500	330, 900	351, 800			
	89		294, 900	331, 300	352, 200			
	90		295, 100	331, 700	352, 500			
	91		295, 300	332, 000	352, 800			
	92		295, 500	332, 300	353, 100			
	93		295, 900	332, 600	353, 500			
	94		296, 100	332, 800	353, 800			
	95		296, 300	333, 200	354, 100			
	96		296, 600	333, 500	354, 400			
	97		296, 900	333, 700	354, 700			
	98		297, 100	334, 000	355, 100			
	99		297, 300	334, 300	355, 500			
	100		297, 600	334, 600	355, 900			
	101		297, 900	334, 800	356, 400			
	102		298, 100	335, 100	356, 800			
	103		298, 300	335, 400	357, 200			
	104		298, 600	335, 600	357, 600			
	105		298, 900	335, 800	358, 100			
	106			336, 000				
	107			336, 400				
	108			336, 600				
	109			336, 800				
	110			337, 200				
	111			337, 600				
	112			338, 000				
	113			338, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法士、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士その他の職員に適用する。

3 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100

	39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100	408, 900
	40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600	410, 700
	41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200
	42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700
	43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200
	44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500
	45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600
	46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700
	47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800
	48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000
	49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300
	50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400
	51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600
	52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700
	53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900
	54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900
	55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000
	56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100
	57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100
	58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600
	59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200
	60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600
	61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200
	62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700
	63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100
	64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600
	65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100
	66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500
	67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800
	68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100
	69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500
	70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300	
	71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000	
	72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600	
	73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300	
	74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800	
	75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400	
	76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900	
	77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300	
	78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900	
	79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400	
	80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700	
	81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000	
	82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500	
	83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900	

84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200	
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500	
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000	
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500	
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900	
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200	
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600	
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100	
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500	
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900	
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500		
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900		
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200		
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800		
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300		
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800		
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300		
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900		
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400		
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900		
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300		
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900		
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400		
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900		
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400		
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000		
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400		
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900		
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400		
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000		
114	298, 600	329, 800	362, 600			
115	298, 900	330, 100	363, 100			
116	299, 100	330, 400	363, 500			
117	299, 400	330, 600	363, 900			
118	299, 700	330, 900	364, 300			
119	300, 000	331, 200	364, 800			
120	300, 300	331, 400	365, 300			
121	300, 600	331, 600	365, 700			
122	301, 000	331, 900	366, 200			
123	301, 300	332, 200	366, 700			
124	301, 600	332, 500	367, 200			
125	301, 800	332, 700	367, 500			
126	302, 000	333, 000				
127	302, 300	333, 400				
128	302, 700	333, 600				
129	302, 900	333, 800				

	130	303, 200	334, 000				
	131	303, 600	334, 400				
	132	304, 000	334, 600				
	133	304, 200	334, 900				
	134	304, 500	335, 300				
	135	304, 800	335, 700				
	136	305, 100	336, 100				
	137	305, 300	336, 400				
	138	305, 600	336, 800				
	139	305, 900	337, 200				
	140	306, 200	337, 600				
	141	306, 400	337, 900				
	142	306, 800	338, 300				
	143	307, 200	338, 600				
	144	307, 500	339, 000				
	145	307, 700	339, 300				
	146	307, 900	339, 700				
	147	308, 200	340, 100				
	148	308, 600	340, 500				
	149	308, 800	340, 800				
	150	309, 000	341, 200				
	151	309, 300	341, 600				
	152	309, 600	342, 000				
	153	310, 000	342, 300				
	154	310, 200					
	155	310, 400					
	156	310, 700					
	157	311, 000					
	158	311, 300					
	159	311, 600					
	160	311, 900					
	161	312, 300					
	162	312, 600					
	163	312, 900					
	164	313, 200					
	165	313, 600					
	166	313, 900					
	167	314, 200					
	168	314, 500					
	169	314, 900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		239, 700	260, 200	267, 500	277, 900	294, 300	331, 900

備考 この表は、看護師および准看護師に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 16 日から施行し、この規程による改正後の第 6 条第 1 項、別表第

1 および別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の第6条第1項、別表第1および別表第2の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の第6条第1項、別表第1および別表第2の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第6条第1項、別表第1および別表第2の規定による給与の内払とみなす。

千福財産区告示

彦根市千福財産区告示第1号

彦根市千福財産区議会を下記のとおり招集する。

令和7年1月31日

彦根市千福財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

- 1 日時 令和7年2月14日(金)午後4時から
2 場所 彦根市東沼波町249番地1 東沼波会館
3 議案
(1) 令和5年度(2023年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
(2) 令和7年度(2025年度)彦根市千福財産区会計予算

日夏町財産区告示

彦根市日夏町財産区告示第1号

彦根市日夏町財産区議会を下記のとおり招集する。

令和7年1月22日

彦根市日夏町財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

- 1 日時 令和7年2月5日(水)午前10時から
2 場所 彦根市清崎町1118番地 農村環境改善センター(グリーンピアひこね)
3 議案
(1) 令和5年度(2023年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
(2) 令和7年度(2025年度)彦根市日夏町財産区会計予算
4 報告
(1) 議員の辞職について